

産学官共同研究等支援要綱

産学官共同研究等支援要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 県内企業等（県内に主たる事業所を有する企業、各種協会または非営利団体等をいう。以下同じ。）が、大学等（県内の大学、短期大学または高等専門学校をいう。ただし、公益財団法人福井県建設技術公社理事長（以下「理事長」という。）が認めたときはこの限りでない。以下同じ。）ならびに福井県の技術指導および協力のもとで相互に技術知識を交換し、研究を分担することによって共同して行う産学官共同研究（以下「研究」という。）または研究成果の事業化に先立ち実施する先導的な社会実験もしくは実証実験等（以下「実験等」という。）に対して、公益財団法人福井県建設技術公社（以下「公社」という。）が大学等にかかる研究または実験等（以下「研究等」という。）に要する経費の補助を行なう支援については、この要綱に定めるところによる。

(産学官共同研究等支援申請書)

第2条 理事長は、研究等を行う県内企業等に、様式第1による産学官共同研究等支援申請書を提出させるものとする。

(産学官共同研究等支援契約)

第3条 理事長は、当該申請に係わる研究等が、共同で行われることにより効率的に実施できるものであり、かつ県内企業等が共同で研究等を行うのに十分な技術的能力および経済的能力を有すると認めるときは、産学官共同研究等支援契約を締結することができる。

(産学官共同研究等支援契約書)

第4条 前条の規定により産学官共同研究等支援契約を締結しようとするときは、様式第2による産学官共同研究等支援契約書により契約を締結するものとする。

(共同研究等の管理)

第5条 県内企業等は、産学官共同研究等を一元的に管理し、効率的かつ適正に行わなければならない。

2 大学等および福井県に対する共同研究の申請等の手続は、県内企業等が行うものとする。

(知的財産権)

第6条 公社に属する職員が産学官共同研究等支援事業を通じて知り得た成果を、知的財産権として登録することを禁ずる。

2 共同研究グループ（県内企業等、大学等および福井県）に属する研究員が産学官共

同研究等の成果を知的財産権として登録しようとするときは、事前に理事長の同意を得るものとし、知的財産権は共同研究グループに帰属するものとする。

- 3 既存の知的財産権に抵触する等により紛争が生じた場合は、共同研究グループを代表して共同研究者が一切の対応にあたるものとし、公社はその責を負わないものとする。

知的財産権：著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他

(研究等結果の公表)

第7条 県内企業等は、産学官共同研究等支援の契約期間終了後、研究等の結果報告書を提出し、理事長はその結果報告書を公社のホームページで公表するものとする。ただし、県内企業等が業務上支障があるため研究等の結果を公表しないよう申し入れた場合は、県内企業等、大学等および福井県の利害のある事項について秘密を保持するものとし、研究結果の一部または全部を公表しないことができる。

2 研究等の結果報告書の印刷製本（冊子の作成）および講習会を行う場合は、公社がその費用の一部または全部を負担することができる。

(経費の補助)

第8条 研究に要する経費については、各研究者が負担するものとする。ただし、研究が公社の事業推進に資する等、公社の補助が妥当と認められる場合は、予算の範囲内において大学等の経費についてその一部を公社が補助する。なお、その限度額は1件あたり100万円とする。

2 実験等に要する経費については、各研究者が負担するものとする。ただし、県内企業等が非営利の団体等であって、実験等の目的が非営利であり、かつ、公社の事業推進に資する等、真に公社の補助が妥当と認められる場合に限り、予算の範囲内においてその実験等に要する大学等の経費についてその一部を公社が補助する。なお、その限度額は、実験等に要する経費の1/2かつ700万円以内とする。

3 産学官共同研究等支援の契約期間終了後、県内企業等は、様式第5による完了実績報告書を提出するものとする。

(契約および実施期間)

第9条 研究の契約期間は1年以内とし、補助期間は3年を限度とする。実験等に要する経費の補助期間は1年を限度とする。

附則 この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年 2月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年 5月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年12月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4年 8月 1日から施行する。

事業のスキーム

